

愛媛県「核燃料税」の新設（更新）について

1. 愛媛県核燃料税新設（更新）の理由 [愛媛県協議書抜粋]

本県では、昭和54年1月に法定外普通税として核燃料税を創設し、安全対策及び防災対策をはじめ、生業安定対策や民生安定対策の諸施策の財政需要に対応してきたところですが、伊方1号機、2号機の運転終了によって価額割税収が大幅な減収となる一方で、立地地域の防災対策等に必要となる財政需要は廃炉措置計画認可後もその作業が終了するまでは継続することから、これらに対応するための原発の稼働状況に影響を受けない財源を確保することが喫緊の課題となっています。

こうしたことから、平成31年1月15日までが適用期限となっている現行の核燃料税条例について、適用期間を5年間として更新することとし、従来からの課税方式である価額割、出力割に加え、新たに伊方発電所内に貯蔵されている使用済燃料の原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量を課税標準とする「核燃料物質重量割」の導入により、県民の安全・安心と原子力発電所とその立地地域の「共生」に係る財政需要に対処するための財源とすることが適切と考え、地方税法第259条第1項の規定に基づき、総務大臣に法定外普通税新設を協議するものです。

2. 愛媛県核燃料税の概要

課税団体	愛媛県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③核燃料物質重量割：発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力 ③核燃料物質重量割：使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：核燃料価額の100分の8.5 ②出力割：44,000円／千kW／課税期間3か月 （廃止措置中のものは22,000円／千kW／課税期間3か月） ③核燃料物質重量割：500円／kg
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）1,596百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	（平年度）0.1百万円
課税を行う期間	5年間（平成31年1月16日～平成36年1月15日）

3. 同意要件との関係

愛媛県核燃料税について、地方税法第261条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第261条 総務大臣は、第259条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

- (1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

発電所に対する税としては、電源開発促進税（国税）があるが、今回更新を予定している愛媛県核燃料税の課税標準は「発電用原子炉に挿入された核燃料の価額」、「発電用原子炉の熱出力」及び「使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量」であり、一方、電源開発促進税は「販売電気の電力量」とされていることから、課税標準を異にしている。

核燃料に対する税としては、愛媛県伊方町が「使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量」を課税標準として使用済核燃料税を課しており、同税とは一部の課税標準を同じくしている一方、特定納税義務者である四国電力は、年間売上高6,544億円であり、本件条例による負担は約16億円（伊方町使用済核燃料税による負担は約3億円）であり、著しく過重となるとは言えないと考えられる。

また、仮に核燃料税が電力消費者に転嫁されたとしても、その電力料金に及ぼす影響は、標準家庭1世帯当たり18.8円／月と見込まれ、今回の税更新によって、住民の負担が著しく過重となるとは言えないと考えられる。

- (2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

愛媛県核燃料税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとは言えず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。」

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところである。愛媛県核燃料税は、愛媛県における安全対策・防災対策事業等の財源となるものであり、原子力発電における国の政策の方向性と軌を一にするものである。

このことから、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

以上により、今回更新を予定している愛媛県核燃料税については、地方税法第261条に規定する不同意要件に該当する事由がないと認められると判断する。